（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十二　第九条、第十四条及び第十八条の規定は、包括免許について準用する。

2　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の三第八項及び第二十条の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十一第二項において読み替えて適用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の四」と読み替えるものとする。

第三節　免許状

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

［2～5　略］

［削る］

6　［略］

第二十一条の二　法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。

［削る］

（免許状の訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5　［略］

（免許状の再交付）

第二十三条　免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

五　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（包括免許に関する準用規定）

第二十条の十　第九条、第十四条及び第十七条の規定は、包括免許について準用する。

2　第二十条の二（第三項を除く。）、第二十条の三（第二項を除く。）及び第二十条の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。

第三節　免許状

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第五号から別表第五号の四までで定める。

［2～5　同上］

6　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。

7　［同上］

第二十一条の二　法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第五号の五のとおりとする。

2　総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。

（訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

［新設］

2　［新設］

2　前項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4　［同上］

（免許状の再交付）

第二十三条　免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［新設］

2　［新設］

2　前条第四項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。